

相 談

司法書士による
成年後見無料相談会

高齢者や障がいのある人の
金銭管理など、成年後見に関
する相談をお受けします。

対象者

- (1) 認知症や知的障がい・精神障がい等により判断能力が不十分な人
- (2) 将来、判断能力に不安がある人
- (3) (1)、(2)の人を支える家族、支援者、福祉関係者、一般住民

相談方法（要予約）

9月1日(火)～30日(水)の期間
(原則平日)に、家庭裁判所提出名簿登録司法書士である相談員が訪問し、相談を受けます。
(日時調整)

予約期間

8月25日(火)～

9月24日(木)まで（平日受付）

予約方法

住所・氏名・電話番号・相談概要・希望する場所等を電話、FAXまたは郵送することにより予約を受け付けます。
予約・問い合わせ

〒753-0048

山口市駅通り2-9-15
(公社) 成年後見センター・
リーガルサポート 相談予約係

☎083-924-5220
FAX083-921-0475

お知らせ

家屋調査に
ご協力ください

固定資産税は、毎年1月1日(「賦課期日」といいます)現在の状況で課税されます。家屋の新築・増築、取り壊し(一部取り壊しを含む)をされた人や今後予定のある人は、お早めにご連絡ください。

※家屋の新築・増築、解体等の調査票を各戸配布しますのでご利用ください。

※全ての家屋(農業用・プレハブ倉庫、車庫等を含む)が調査対象となります。

問い合わせ

税務課課税第2班
☎0820(74)1008

令和9年次分
蜜蜂転飼許可申請

蜂蜜などを譲渡することを目的として蜜蜂を飼育される人、および譲渡目的外でも6群以上飼育される人は、住所地以外の場所でも蜜蜂を飼育される場合、蜜源の有効活用や競合を未然に防ぐため、山口県蜜蜂転飼条例に基づき、予め転飼場所や飼育期間を記入した「蜜蜂転飼許可申請書」を提出し、事前に許可を受ける必要があります。

提出書類

蜜蜂転飼許可申請書(農林水産課で配布しています)

※許可を受けようとする群数に応じて手数料が必要です。

留意事項

蜜源の競合を避けるため、農林水産課への提出前に、必ず転飼先の山口県養蜂農業協同組合支部長に対して、9月18日(金)までに申請内容の確認依頼を行ってください。

提出期限 9月30日(水)

その他

※手続きや手数料など詳しくは、農林水産課または柳井農林水産事務所畜産部(☎

0820(22)2416)にお問い合わせください。

※支部長確認印のない申請や提出期限を過ぎた申請については許可できない場合があります。

※手数料として、申請書に貼付する県証紙販売は9月末に終了します。申請書は提出期限までに提出されるようお願いします。

提出先・問い合わせ

農林水産課有害鳥獣対策班
☎0820(79)1002

防護柵資材費を
補助します

補助対象となる資材

イノシシなどの有害鳥獣による農作物等の被害防止対策のために設置する電気柵、防護ネット、金網柵、トタン柵等の防護柵の資材。(資材購入後の申請は受付できませんので、ご注意ください)

補助対象地

町内の耕作地。(ただし、電気柵の設置については、面積200㎡以上)

※所有者または耕作者が町外の人でも申請できます。

補助金額

防護柵の設置に要した資材費の2分の1以内で、1件あたりの上限額が5万円(千円未満切り捨て)

※ただし、令和5年度～7年度に補助を受けて設置済みの耕作地については、補助金の申請はできません。

設置後の保守・点検

破損や倒れかけている防護柵を見かけます。設置済みの人は都度保守・点検を行い、被害防止に努めてください。

申し込み・問い合わせ

農林水産課有害鳥獣対策班
☎0820(79)1002

